

奨学金名	JTグローバル奨学金 / JT Global Scholarship		
財団・寄付者	日本たばこ産業株式会社		
目的	日本たばこ産業株式会社が事業所を置いている国・地域からの私費外国人留学生に対して奨学金を支給することによって、国際交流の促進、人材育成の持続的な社会の発展に寄与することを目的としている。		
給付額	130,000 円/月		
給付回数	12 回		
奨学金受給期間	2021/4-2022/3 ※所定の手続きをもって最長2年間支給の場合あり		
推薦予定人数	2 名(アジア地域諸国の学生1名、アジア地域諸国以外の学生1名)		
募集人数	全国で10 名程度		
応募資格 (全て該当する者)	国籍	下記対象国籍の者・正規生のうち在留資格が「留学」の者 【アジア】インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、ネパール、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、韓国、台湾、中国 【中東】アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、トルコ、ヨルダン、レバノン 【アフリカ】アルジェリア、エジプト、エチオピア、ザンビア、スーダン、タンザニア、チュニジア、ナイジェリア、マラウイ、モロッコ、南アフリカ共和国、南スーダン共和国 【北米】アメリカ合衆国、カナダ 【中南米】コロンビア、ドミニカ共和国、ブラジル、ボリビア、メキシコ 【欧州(NIS諸国含む)】アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、アンドラ、イギリス、イタリア、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、キリシヤ、キルギス、クロアチア、コソボ共和国、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ペラルーシ、ベルギー、ポーランド、ポスニア・ヘルツェゴビナ、ホルトガル、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア	
	セメスター *2021年4月時点	大学院生	博士: ✓4セメ ✓5セメ
	他奨学金	奨学金受給期間中に重複受給のない者 APUから他の奨学金に推薦中でない者	
	成績	通算GPAが2.8以上である者(2019秋セメスター終了時点)	
	その他資格	(1)2021年4月1日時点で修士課程または博士課程に正規生として在籍している者のうち、対象国・地域の国籍(出身地)を有する者。在留資格は「留学」とする。なお、専攻分野は問わない。 (2)本奨学金受給期間中、他の奨学金の給付を受けない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金も不可]。 (3)真に経済的援助を必要とする者。 (4)品行方正で学業成績が優秀な者。 (5)日本の発展、または、母国と日本の懸け橋として両国の発展に貢献したいという志を持つ者。 (6)本奨学金終了後も、OB/OGとして関係を持ち続けられる者。 (7)2021年4月1日時点で、満年齢35歳未満の者。 (8)国際理解と親善に関心を持ち、寄付者が開催する交流会行事等(年2回予定)に参加できる者。 (9)日本語でのコミュニケーションが可能なる者。 (10)在籍大学の長の推薦を受けることができる者。	
注意事項	(1)以下の者は対象外とする ・倫理観・責任感に欠け、奨学生として相応しくない者 ・健康診断未受診(再検査・精密検査未受診含む)など、大学で求められた事項を完了していない者 (2)推薦・採用が決定した後でも、以下の事項が発生した場合は、採用の取消となる場合がある。 ・応募書類、面接内容において虚偽が認められた場合 ・懲戒処分を受ける等、受給することが相応しくない事由が発生した場合 ・健康診断未受診など、大学で求められた事項を完了しなかった場合 ・奨学金の受給資格条件を満たさない状態となった場合		
奨学団体による義務・決まり	【奨学金受給者の義務】 (1)受給者は、「誓約書」を提出しなければならない。 (2)受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末および奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて提出しなければならない。 (3)受給者は、寄付者による交流会等が開催された場合、これに参加しなければならない。なお、給付終了年度の交流会において、受給期間中の学習、研究等の内容を発表しなければならない。 (4)受給者は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答をしなければならない。 (5)受給者は、以下に該当する場合、所定の様式のより大学を通じて速やかに届でなければならない。 ①正規の休暇以外で1ヵ月以上授業を欠席しようとする場合 ②帰国、旅行又は研究等のため1ヵ月以上日本を離れる場合 ③休学、転学、転部、転科、留年又は退学が見込まれる等学籍に変更があった場合。 ④停学その他の在籍大学の処分を受けた場合 ⑤届出事項及び本人の氏名や家族情報、その他重要な事項に変更が生じた場合。 (6)本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により大学を通じて報告しなければならない。		
	【奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消】 (1)授業を長期欠席(1ヵ月以上)した場合は、奨学金の支給を休止する。休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給再開を願い出たときは、奨学金支給期間内において支給を再開することがある。ただし、支給期間は延長しない。 (2)以下のいずれかに該当した場合には、奨学金の支給を打ち切る。 ①大学を卒業、退学、休学又は留年した場合 ②受給者の義務を怠った場合 ③募集要項に定める事項に該当しなくなった場合 ④受給者として相応しくないと判断された場合 (3)応募、推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。 (4)寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、本奨学金の支給を休止または終了する。		
推薦者選考	【注意事項等】 (1)原則として本奨学金の返還義務を負わない。ただし、上記【奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消】に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。 (2)受給者は、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負わない。 (3)受給者は、受給開始から終了まで他の奨学金に応募することはできない。ただし、本奨学金受給終了後に支給を開始する他の奨学金を除く。 (4)奨学金採用決定前に他の奨学金の受給が決定した場合、速やかに報告しなければならない。また、本奨学金奨学生として採用された場合、受給終了までに本奨学金を辞退し、他の奨学金を受給することはできない。		
	(1)1次審査:書類選考(サーベイに入力) *サーベイに必要な事項を全て入力してください。 *サーベイの最後に終了メッセージが出たら、申請が完了します。 *締切後は理由に関わらず申請を受け付けません。 *申請が完了したか否かの問い合わせは受け付けません。 申請完了の証明として、サーベイ最後の終了メッセージ画面を保存しておくことをお勧めします。 *サーベイの申請は一回限り有効です。二回目以降の申請は無効となります。 (2)2次審査:学内面接(ZOOM) *日本語および英語で実施 (3)奨学金団体による選考		
選考スケジュール	1次審査:申請締切	8月24日(月)	11:00a.m.(日本時間)
	1次審査結果発表	9月11日(金)	キャンパスターミナル個人伝言にて
	2次審査:学内面接(ZOOM)	9月16日(水)	16:05-18:00(予定・日本時間)
	2次審査結果発表	9月25日(金)	キャンパスターミナル個人伝言にて
	奨学金団体への推薦締切	12月上旬頃	
	奨学金団体面接	有(日本語)	
採否通知	2021年3月頃		